

保存樹木：842本

平成21年度 881本

市では、高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上の、いずれかに該当する樹木を保存樹木に指定して保全しています。

(平成21年度比) △39本



小金井神社の保存樹木

保存生け垣：3,833m

平成21年度 4,967m

市では、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣を保存生け垣に指定して保存しています。

(平成21年度比) △1,134m



市内の保存生け垣

市民意識調査の結果

小金井市のみどりについて

市民意識調査（アンケート調査）は、18歳以上の小金井市民3,000人を対象に実施し、1,028件の回答をいただきました（回収率：34.3%）。

順位	小金井らしいみどり	将来の小金井に残したいみどり
1	野川のみどり 78.5%	公園のみどり 70.5%
2	公園のみどり 78.0%	野川のみどり 70.3%
3	玉川上水のみどり 60.9%	玉川上水のみどり 57.2%

- ・みどりの量の印象、みどりの質の満足度ともに、約7割が高評価をしています。
- ・小金井らしいみどり、将来の小金井に残したいみどりとして、「野川のみどり」、「公園のみどり」、「玉川上水のみどり」が上位に入っており、これらに愛着を持っている市民が多いと考えられます。

小金井市 みどりの実態調査報告書 概要版（令和2年3月）



問合せ先：小金井市環境部環境政策課 緑と公園係
住所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号
TEL：042-387-9860/FAX：042-383-6577
E-mail：s040199@koganei-shi.jp
HP：<http://www.city.koganei.lg.jp>

小金井市 みどりの実態調査報告書



令和元年度 概要版



調査の目的

みどりの実態調査は、本市の緑地の整備と保全、緑化推進を図る目的で平成22年度に作成した「小金井市緑の基本計画」を改定するための基礎資料を作成するために実施するものです。

最新の衛星写真を使用した緑被の抽出や既存資料の整理による公園・みどり等の整備状況や農地の現状を把握するほか、市民の皆様へのアンケート調査を実施し、本市のみどりに関するご意見や普段感じていること等について把握し、現行計画の改定に当たり考慮すべき現状や目標、方針及び施策の検討資料とすることを目的とします。

みどりに関する基礎調査の結果

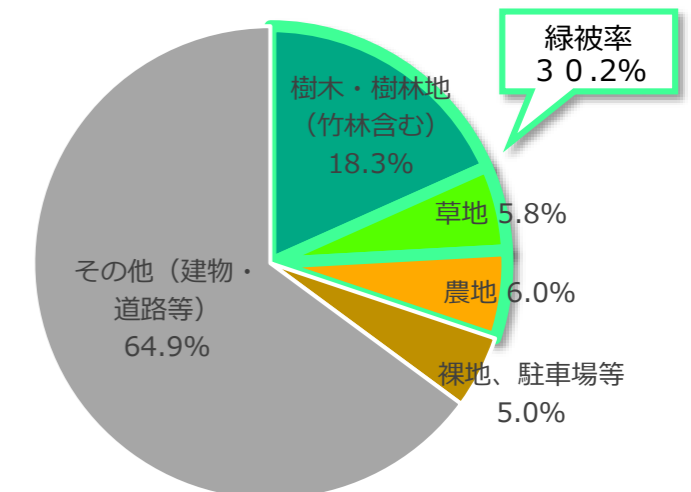
緑被面積：340.79ha（緑被率：30.2%、みどり率：30.4%）

平成21年度 緑被面積：381.32ha（緑被率：33.7%、みどり率：未調査）

緑被面積は、樹木・樹林地、草地及び農地で覆われた土地の面積のことです。
緑被率は、緑被地の面積が市域に占める割合、みどり率は、緑被地に公園・緑地等内のみどりで覆われていない部分と水面を加えた面積が市域に占める割合を示します。

緑被面積及び緑被率は宅地化等の影響により減少傾向にあります。
(平成21年度比)
緑被面積△40.53ha
緑被率 △3.5%

順位	緑被地	緑被面積 (ha)
1	樹木・樹林地	207.05
2	草地	68.07
3	農地	65.66



※割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある

緑被地・裸地等の市域に占める割合

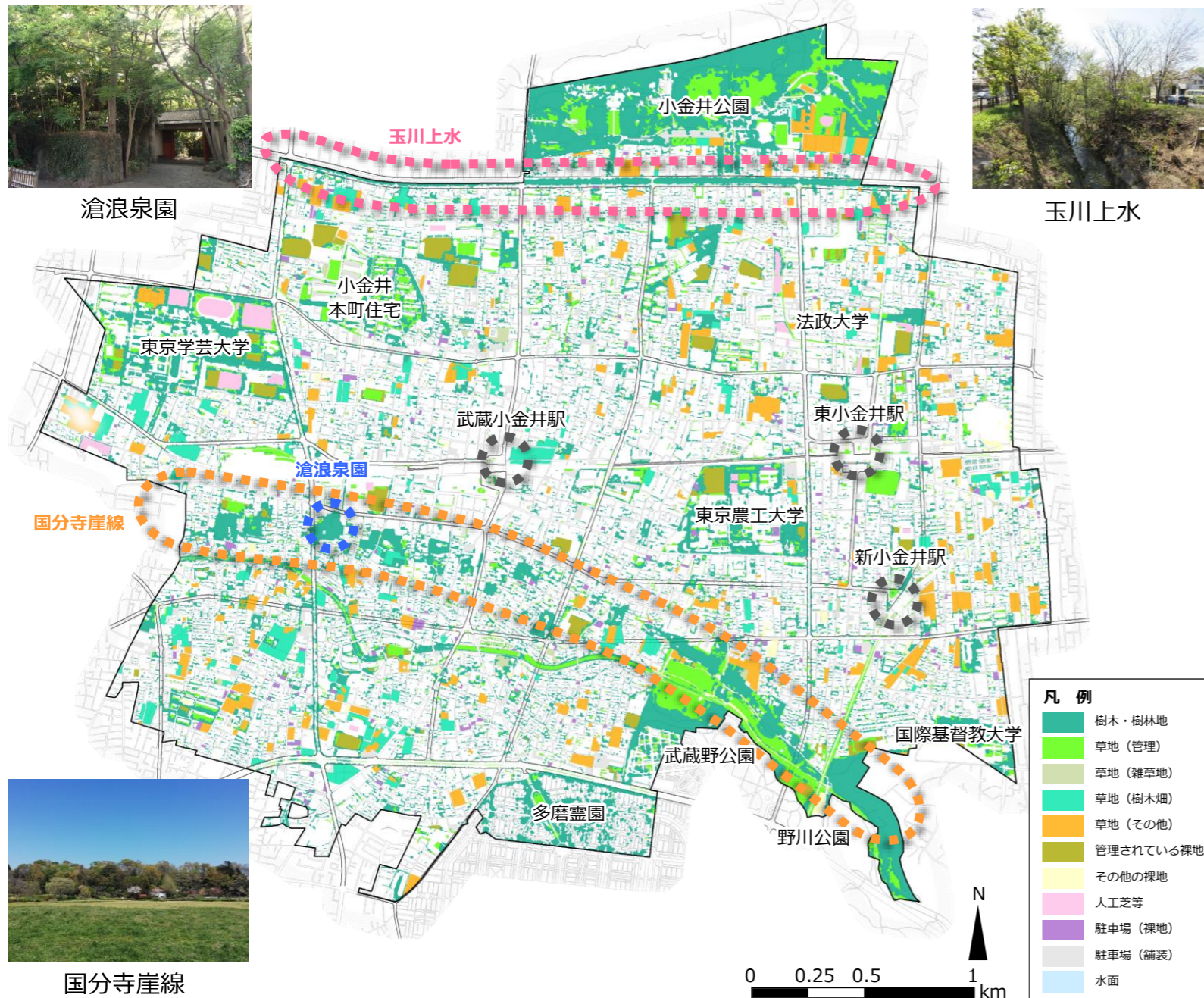
緑被地の分布状況

特徴的なみどり・景観

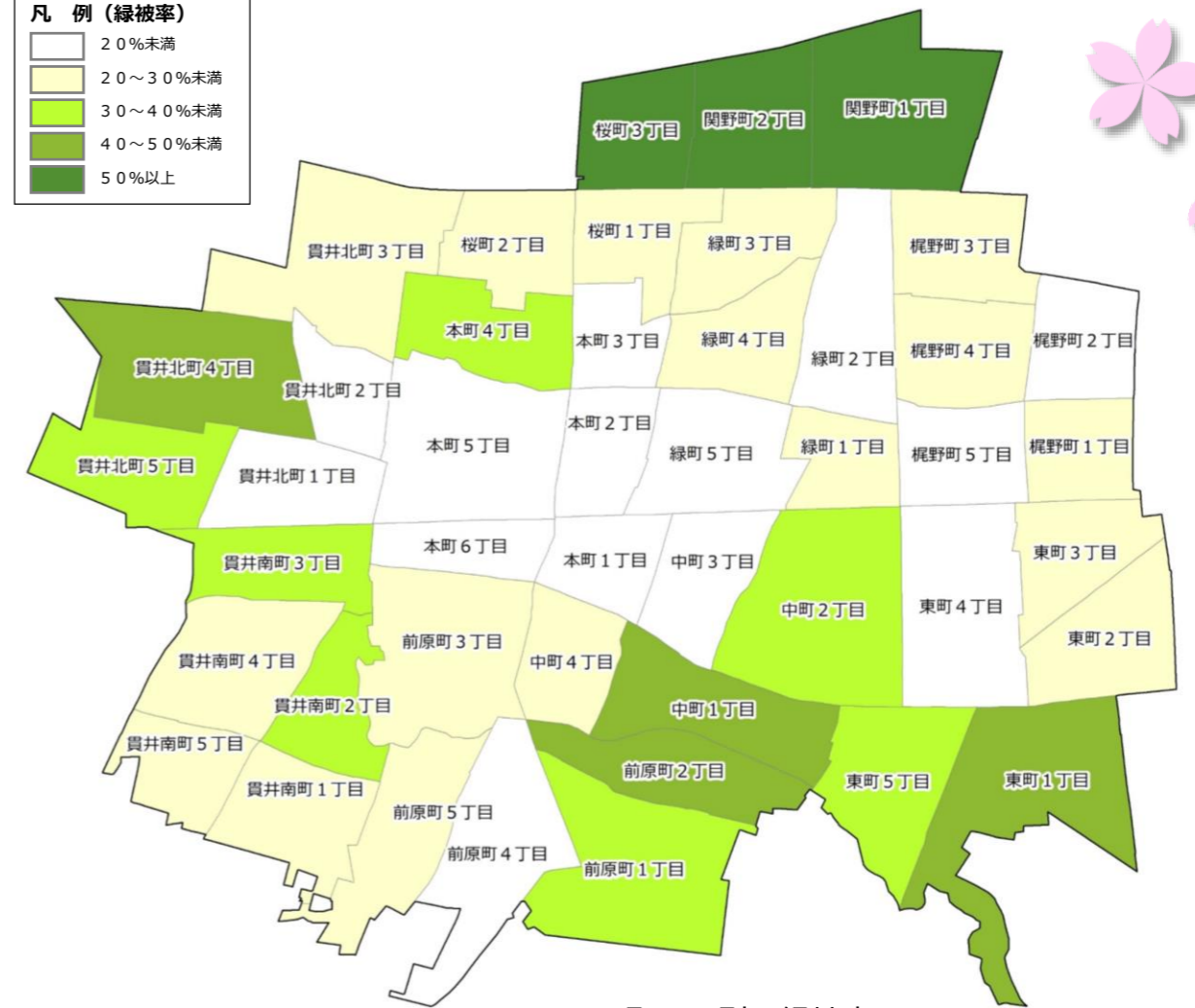
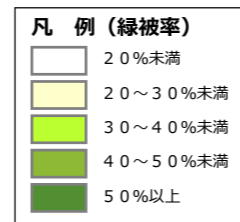
- 本市のみどりは、国分寺崖線沿いに続く樹林地及び湧水に特徴づけられます。崖線南側には、斜面からの湧水が流入する野川が流れ、貴重な水辺の自然環境を形成しています。
- 市内を横断する玉川上水は、多摩川の羽村取水堰から四谷大木戸までを露天で開削した水路であり、身近な水とみどりの空間として多くの人々に親しまれています。
- 市内には、3つの大規模な都立公園（小金井公園、武蔵野公園、野川公園）があり、これらは小金井市民にとって憩いの場となっています。
- これらの自然景観や公園のほか、大学（東京学芸大学、東京農工大学、法政大学、国際基督教大学）や大規模な集合住宅（小金井本町住宅等）のまとまったみどりも、本市の特徴的なみどり・景観の一つです。

町丁目別の緑被率

- 町丁目別に緑被面積の集計を行った結果、都立公園や多磨霊園、国分寺崖線等まとまった公園・みどり等に近接する地区は、緑被率が高くなっている地区も見られる一方で、武蔵小金井駅、東小金井駅の周辺地区は、緑被率が低くなっている地区が見られます。



緑被地・裸地等の市域の分布図



町丁目別の緑被率

生産緑地：208か所、60.89ha

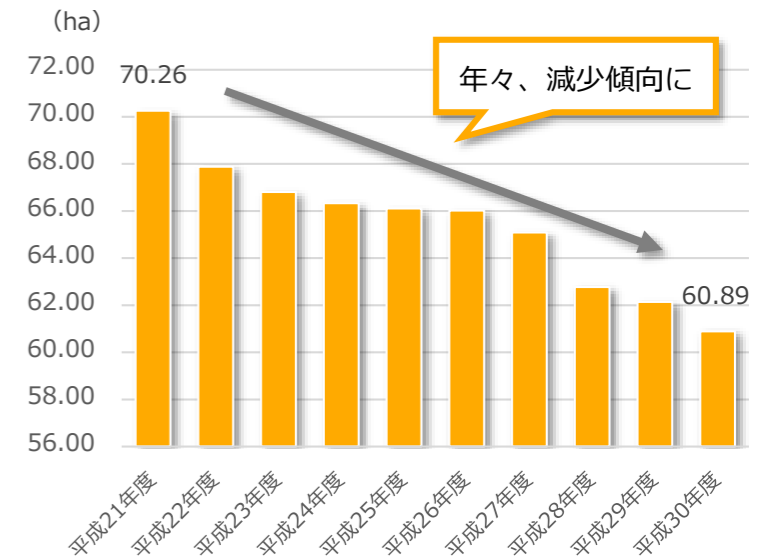
平成21年度 232か所、70.26ha

生産緑地は、良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地等のことです。生産緑地の指定期間が30年であり、2022（令和4）年に大半の生産緑地が指定後30年を迎えることから、一斉解除や農地の転用等が全国的に懸念されています。

生産緑地地区は、平成21年以降、指定か所数・面積ともに減少傾向にあります。
 （平成21年度比）
 指定か所数△24箇所
 指定面積 △9.37ha



市内の生産緑地



生産緑地地区面積の経年変化